



## 衆議院議員選挙間近!?

「郵便等による不在者投票」をご存知ですか？

障害により投票所へ行く事が困難な方のための制度です。

該当するのは以下の方。

### 1. 「身体障害者手帳」

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害・・・1～2級
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害・・・1級、3級
- ・免疫、肝臓の障害・・・1～3級

### 2. 「戦傷病者手帳」

- ・両下肢、体幹の障害・・・特別項症、第1～第2項症
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害・・・特別項症、第1～3項症

### 3. 「介護保険の被保険者証」

- ・要介護5



手続きは、

①名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会（以下「選管」と記載）に、

「申請書」と「上記の手帳または保険証」を提出します。

※「申請書」の書式は、お住まい地域管轄の役場か、ホームページで。

②選管から、「郵便等投票証明書」が送付されます。

※一度交付を受けると、7年間有効です（要介護の方は認定期限まで）

③選管に、「郵便等投票証明書」と「請求書」を提出します。

※「請求書」の書式は、お住まい地域管轄の役場か、ホームページで。

※選挙期日の4日前までに提出。

④選管から、「投票用紙」「投票用封筒」が送付されます。

⑤「投票用紙」に候補者名を記載、「投票用封筒」に入れて郵送します。

※投票用封筒の表には、本人署名が必要です。

※投票は、選挙公示日翌日～投票期日前日の期間内のみ可能です。

